

# 中国の工場移転に関する対応方法、手続き および注意点

(2019年1月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

#### 本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所が現地法律事務所北京天達共和法律事務所に作成委託し、2019年1月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび北京天達共和法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付隨的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはそのほかの原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび北京天達共和法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

#### 本レポートに係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課  
E-mail : BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・北京事務所  
E-mail : PCB@jetro.go.jp



## 目次

中国の工場移転に関する対応方法、手続きおよび注意点.....	1
一 都市計画の整備、環境改善に関する法律法規および政策規定.....	1
二 工場移転に関する対応方法 .....	4
1. 政策による工場移転 .....	4
2. 協議による工場移転 .....	5
3. 自主的工場移転 .....	5
三 工場移転に関する手続きおよびその注意点.....	6
1. 完全移転 .....	6
2. 機能移転 .....	8
3. 移転断念 .....	10

## 中国の工場移転に関する対応方法、手続きおよび注意点

中国経済は昨今、すさまじい勢いで発展し、世界の注目を集めてきたが、これに伴って、都市計画への影響、環境の破壊、都市部への過度な人口集中等の問題が出てきた。これらの問題を解決しなければ、経済のさらなる発展が妨げられ、人々の生活の質も下がりかねないと危惧する中国政府は、都市計画の整備、環境の改善、地方への人口分散等の政策を作成し、実行しようとしている。その中で都市計画や環境に対してよくない影響を及ぼすと思われる企業が真っ先に問題視されている。中国政府側はそのような企業の生産工場を移転させることにより、都市計画の再建、環境の改善などに取り組もうとしている。

そのような背景において、企業側としては一度工場移転の現実を突きつけられた場合、どのように対応し、どのような手続きを踏まえ、どんなことに注意すれば、損失を最小限に食いとどめることができるかについて考えなければならない。本報告書は中国政府の都市計画の整備、環境の改善などに関する各法律法規や政策を紹介した上で、相談実例を共有し、企業の工場移転に関する対応方法、手続きおよび注意点を紹介する。

### 一 都市計画の整備、環境改善に関する法律法規および政策規定

中国政府部門は近年、都市計画の整備、環境改善の目標を達成させるため、以下のとおりの関連法律法規および政策規定を作成している。

範囲	法律法規 名称	施行日	公布 機関	関連する内容
環境 関係	環境保護 法（2014 年改正）	2015/ 1/1	全人代 常務委 員会	第 23 条 企業事業者とそのほか生産経営者が、環境改善のために関連する規定に基づいて生産移転、転居、閉鎖する場合、人民政府はこれを支持しなければならない。
	北京市・ 天津市・ 河北省 および 周辺地域 の大気汚 染対策行	2013/ 9/17	環境保 護部な ど 6 部 門	10.産業および環境への参入許可制度を厳格に実施する。北京市・天津市・河北省および周辺地域では、鋼鉄、セメント、電解アルミ、フラットガラス、船舶など生産が著しく過剰なプロジェクトに対する認可を新たに下してはならない。北京市、天津市、河北省、山東省では、今後一切、コークス炭、有色、電石、鉄合金などの生産プロジェクト

	動実施計画に関する細則公布の通知 (環発[2013]104号)		<p>トを新たに認可しない。山西省、内モンゴル自治区（北京市・天津市・河北省に近い地域）では今後一切、コークス炭、電石、鉄合金などの生産プロジェクトを新たに認可しない。北京市では今後一切、労働集約型の一般製造業の増産プロジェクトを新たに認可しない。既存のものについては、逐次外部へ移転する。</p> <p>11. 立ち遅れた産業の淘汰を加速させる。北京市・天津市・河北省および周辺地域では、国が公布した「第12次五カ年規画」に示された立ち遅れた産業の淘汰任務を1年前倒しして完成させる。期限までに淘汰任務を完成できなかった地域については、国が計画手配する投資プロジェクトを厳格にコントロールし、当該地域における重点業界の建設プロジェクトの認可、承認および届出手続きを暫時停止する。2015～2017年までの間、産業発展の実情および環境面での質的状況を総合的に考慮し、環境保護、エネルギー消費、セキュリティおよび品質などの基準をさらに引き上げ、法に基づく処罰実施を一層推し進める。是正措置を経ても依然として基準に合致しない企業については、これを年度の淘汰計画の対象として組み入れ、引き続き、後進産業の淘汰を強力に推し進める。</p>
	263 特定項目行動方案の公布に関する江蘇省人民政府の通知 (蘇発[2016]47号)	2016/12/1	<p>二、主たる措置</p> <p>(二) 立ち遅れた化学工業生産能力の削減</p> <p>1.ローエンドの化学工業（化学工業観測ポイント）の淘汰を一層強力に推し進める。2.重点エリアにおける化学工業の生産停止および移転を実行する。 ……3.化学工業企業の工業区への入居を推進し、工業区エリア以外において今後一切化学工業プロジェクトを新たに建設してはならず、既存のプロジェクトを拡張してはならない。……</p>

	北京市の 2013～ 2017年 までの空 気清浄化 行動計画 に関する 北京市人 民政府の 通知	2013/ 9/11	北 京 市 政 府	四、産業構造最適化・排出削減プロジェクト 2.小 型汚染企業の処置。レイアウトが非合理的で設備 の質的レベルが低く、環境保護のための設備が劣 る小型汚染企業について……2016 年末までの間 に、建材、化学工業、鋳造および家具製造などの 業界から退出する小型汚染企業を累計 1,200 社調 整する。……2017 年には汚染対策が有効に実施完 了する。
都 市 計 画 関 係	都市農村 計画法 (2015 年改正)	2015/ 4/24	全 人 代 常 務 委 員 会	第 4 条第 2 項 計画エリア内で建設活動を行う場 合、土地管理、自然資源および環境保護などに關 する法律法規の規定を遵守しなければならない。
	北京市 「第 13 次五力年 規画」期 間におけ る市場監 督管理体系 の建設 計画に関 する北京 市工商行 政管理 局、北京 市發展改 革委員會 の通知	2016/ 10/11	北 京 市 工 商 行 政 管 理 局、北 京 市 發 展 改 革 委 員 会	三、「第 13 次五力年規画」期間における市場監督 管理体系建設のための主たる任務  (一) 首都の都市戦略に合致する参入許可制度を 一層充実させ、各種市場の主体的な活力を増強す る。  ……市場参入のネガティブリスト管理を実施し、 首都としての都市戦略、空間レイアウトおよび人 口資源と環境の積載能力に相応したネガティブリ スト制度を確立させる。首都機能に合致しない産 業が新たに増えないよう厳格に統制する。……エ リア性卸売市場および一部の第三次産業を秩序に 基づき外部へ移転させ……首都機能に合致しない 業態の淘汰を加速する。
	北京市・ 天津市・ 河北省の 共同發展 計画綱領	2015/ 4/30	共 产 党 中 央 政 治 局	4、機能の分散  4 類非首都機能の分散……分散させる対象の重点 は、一般的な産業、とりわけ資源消費の高い産業、 エリア性物流基地、エリア性専門市場など一部の 第三次産業のほか、一部の教育、医療、研修機関

				など社会公共サービス機能、一部の行政性、事業性サービス機関と企業本部など 4 類非首都機能。
--	--	--	--	--

## 二 工場移転に関する対応方法

これらの法律法規、政策規定のもとで、エネルギー、資源の消費が高く、環境汚染の恐れがある企業は工場の移転を迫られる現実に直面する。この場合の対応方法は工場移転を導く原因によって異なる。

### 1. 政策による工場移転

工場移転に関する最も本格的な要請は地元政府の公文書によるものである。一に述べた都市計画の整備、環境改善に関する指針に基づいて地元政府が、地元の実情を踏まえて制定した地方法規または政策により、公文書で企業に対して工場移転を要請する。この場合の立ち退き要請は強制的なものでありながらも、通常、企業に代替地を用意し、工場移転に関して経済補償も提供する。

もともと企業が土地使用権を取得するために締結した国有土地使用権払下契約には、政府が、契約に基づき土地に関する都市計画を調整する権限を有するため、土地利用の都市計画が修正されたら、当該土地に建設された建物などに関する改築、修繕または期間満了後の延期申請等は調整された都市計画に従わなければならないと規定している。

また、国有土地使用権払下契約には、払下人は譲受人が法に従って取得した土地使用権について、契約に約定された使用期間満了までに回収しないというものの、特別な場合、社会公益のために期間を繰り上げて回収する必要があるとき、払下人は法定の手続きを踏み、回収時の土地の上の建物、そのほかの付着物の価値および余剰年限の土地使用権価格により、譲受人に補償し、土地を回収することができると規定している。「国有土地上建物の徵収および補償条例」（国務院令第 590 号、2011 年 1 月 21 日公布、施行）第 17 条も、建物徵収時の補償には建物の価値、引越費用、安置費用、生産・業務停止の損失への補償を含むと定めている。

従って、政策による工場移転を要求された場合、企業としてはこれを拒む余地は極めて少ないため、当該政策の具体的な書類、条文の内容を確認し、できるだけ自らの事情を政府に理解してもらい、政策文書に定められる補償の範囲内で、移転を要請する政府から良い補償条件を引き出すことしかできない。対応策としては、移転先の土地の払下額に関して引越しの補償がカバーできるように優遇政策を引き出し、工場移

転を行う場合の行政手続きのバックアップを約束させ、工場を稼動させるために必要とされる各種の資格証書の更新が支障なく行われるように事前に根回ししてもらうことである。

## 2. 協議による工場移転

明確な都市計画、環境改善のような政策性の規制はないが、地方政府として税収貢献度の低い企業、ハイテク、高技術の貢献が少ない委託加工業の工場を移転させ、移転させた後の土地にハイテク、高技術、高付加価値の業種を誘致し、地方の知名度、税収、域内総生産（GRP）のランキングを引き上げようとする場合、政策性の文書がないため、地元政府は工場移転に関して企業と協議しなければならない。

協議による工場移転の場合、地元政府に財政的余裕があれば、魅力的な補償金、補償条件を出せるかもしれないが、余裕がなければ、ほとんど値打ちもない条件を突きつけられる可能性が大きい。

企業としては、自らの実情に基づいて、当該協議に応じるかどうかを判断する必要がある。製品が高付加価値ではなく、原材料費や人件費が年々増えて利益が下がる一方の企業であれば、採算が取れない条件を見極めて解散・清算を選択することができる。他方、将来成長が見込まれる企業であれば、これを機に、政府と協議して自社の発展に有利な条件で新たな移転先で再出発を図ることができる。目前の状況が良くも悪くもなく、将来の見込みも不透明な企業であれば、明確な都市計画、環境改善などの政策性の規制のない政府による移転の協議に応じないこともできる。政府は強制的に移転をさせるわけには行かない。その場合、企業は将来、政府の協力を得にくくなることを覚悟したほうがよい。

## 3. 自主的工場移転

上記の二つの工場移転と異なり、企業自ら工場移転を望む自主的な工場移転もある。企業の所在地で都市計画や環境改善などの動きがなくても、いずれそのような動きが始まる傾向であると察知できることがある。例えば、消防検査や環境に対する影響の管理監督が日々厳しくなっている、生産拡大するために新たに倉庫、建物を建てるための資格証書を申請したが時間が経っても行政手続きが完了しない、土地建物の賃貸期間満了後の更新が難しいことをほのめかされるなどである。こうした場合、自社製品が中国市場で一定の市場シェアを占め、業界で知名度があり、引き続き中国で勝負しようとする意思があれば、企業誘致活動が盛んで都市計画や環境規制がそれほど厳しくないほかの地方へ行き、条件が良い移転先を見つけたほうがよい。新たな移転先に工場を建設し、現在の工場を閉鎖、または生産機能をなくして販売機能だけを残

すという可能性が考えられる。

### 三 工場移転に関する手続きおよびその注意点

政策による工場移転、協議による工場移転、自主的な工場移転のいずれの場合も、その後は、次の三つのいずれかの判断を下すことになる。すなわち、工場を現在地から、政府が指定する場所または自ら見つけた場所に移転させる「完全移転」、現在地の工場の生産機能をなくし、販売基地として活用し、政府が指定する場所または自ら見つけた場所で生産機能を有する工場を再建する「機能移転」、企業の経営が芳しくなく、工場移転のコストに耐えがたいと判断して清算・解散するという「移転断念」である。

実際の事例に基づいて上記の三つの判断に伴う具体的手続きおよびその注意点を検討していく。

#### 1. 完全移転

香料の生産販売を行い、危険化学品を取り扱っている企業がある。企業経営が安定しているが、市場シェアの拡大を図るために、地元政府に対して経営範囲と工場建設の拡大申請を相談した。地元政府は都市計画の変更と環境問題の改善のため、企業の所在地域から危険化学品を取り扱う業種を徐々になくす予定がある。従って、事業を拡大する目的で経営範囲と工場建設の拡大申請は現在地では到底実現できない。ただし、それほど遠くない場所に設立された化学園区に移転すれば、現在より広い工場建設用地を確保でき、事業拡大を実現させることができると説明を受けた。地元政府の説明を裏付ける政策性の文書はないものの、現在地の都市計画変更や環境改善の課題が検討されており、いずれは環境への負荷の大きい企業は移転を迫られることになる。こうした状況を察知した企業は、工場移転に関して地元政府と協議を始めた。結果として、移転先での新しい土地使用権を優遇価格で取得でき、行政手続きを全面的にバックアップすることを約束された。

## (1) 完全移転の手続き

完全移転の場合、以下の手続きを行わなければならない。

実施主体	具体的手続き
所轄化学品登記中心	危険化学品生産単位登記証変更
企業	新工場建設の竣工検収
所轄安全監督局	安全生産許可証の変更
所轄安全監督局	危険化学品経営許可証の変更
所轄環境保護管轄窓口	経営範囲を拡大するために必要な環境影響評価に関する申請受理
所轄工商局	食品流通許可証の変更
所轄工商局	住所および経営範囲の変更に関する営業許可証の変更
所轄行政服務中心	住所および経営範囲の変更に関する届出
所轄品質監督局	工業製品生産許可証

## (2) 注意点

①当該企業は旧工場の場所が記載された安全生産許可証、営業許可証等の証書をもつて旧工場で生産を行うことに問題はない。しかし、通常、営業許可証を取得してから工場建設を行うことになる。従って、移転先を住所とする営業許可証がないのに、移転先において新工場を建設する行為そのものは「会社登記管理条例」第29条<sup>1</sup>に違反する恐れがある。現地政府部門の配慮、調整で先に移転先で新工場を建設し始めた企業は、法律規定と合致しない期間を最小限に短縮し、速やかに新工場建設を完了させ、安全生産許可証、営業許可証等の証書の住所を移転先に変更しなければならない。

②新工場建設後、迅速に安全生産許可証、危険化学品経営許可証、営業許可証等の証書の変更手続きを行うとしても、一定の時間がかかる。この間、旧工場で生産を引き続き行うことができるか、その場合「安全生産許可証条例」第19条に定める安全生産許可証がなく無断で生産を行い、処罰される対象になるか、「無営業許可証経営に関する取り締まり弁法」第2条に定める営業許可証なしで行う経営行為にみなされ処罰対象になるか、に関して所轄の安全監督局、工商局等への説明、打診、政府部門の調整依頼が必要不可欠である。

<sup>1</sup> 会社が住所を変更する場合、新住所に引っ越しす前に変更登記を申請しなければならず、新住所の使用証明を提出すべきである。

③安全生産許可証および危険化学品経営許可証の変更を、行政服務中心での手続きの前にする必要があるか、食品流通許可証の変更を行政服務中心での手続きの後にするのか、工業製品生産許可証の変更が先で、営業許可証の変更は後か、あるいは必ず営業許可証の変更を先にする必要があるかに関して、所轄政府部門の経験不足により、企業の複雑な一連の変更手続きに支障をもたらしかねないため、手続き開始前に、すべての政府部門への訪問、説明、政府部門間の調整の依頼をすることが重要である。

④試験生産した製品を販売できるかどうかについて、「工業製品生産許可証管理条例実施弁法」第102条、103条<sup>2</sup>の規定に照らしながら、所轄部門に十分確認したうえ、実験生産およびその製品の取り扱いなどを慎重に行うべきである。

## 2. 機能移転

環境保護に役立つ製品を生産しているある企業は、生産工程の中で、環境への負荷が多少生じるが、環境保護局の指導の下で、負荷を少なくする措置をとっており、排出量は法定の基準値内に収まっている。現在の企業経営は安定しており、製品の生産も順調である。ところが、中国市場のシェアをさらに拡大するために、工場を拡大し、製品品種を増やして生産しようとする矢先に、政府部門の消防検査や環境監督などが以前より頻繁になり、取り締まりの基準も厳しくなってきた。このまま放置すれば、現在地での工場経営が厳しくなり、獲得してきた市場シェアを失う恐れがある。できれば、現在の工場を、都市計画規制、環境規制がそれほど厳格ではないほかの地方に移転したほうがよいが、手続きに時間が取られ、生産が一時停止すれば、市場シェア獲得のタイミングを逸する恐れもある。結局、現在の工場の規模を縮小し、企業の生産機能をなくし、製品の販売拠点にする一方、環境規制がそれほど厳しくなく、外資誘致に熱心なほかの地方で第二の工場を建設し、生産機能を移すことにした。

### (1) 機能移転の手続き

機能移転の場合、機能が縮小される旧工場では人員削減などのコストダウンの工夫をすればよいが、生産拠点とする移転先の新工場建設に関して以下の手続きが必要である。

---

<sup>2</sup> 試験生産された製品に関して、生産許可証製品の検査を行う検査機構に検査され、製品または包装等に「試作品」と印をつけければ、販売されることが可能である。

実施主体	具体的手続き
国土資源部門	産業報告を受け、所要土地の企画設計条件を決める
工商行政管理部門	移転先での社名予備審査
商務部門	外商投資届出
工商行政管理部門	営業許可証取得
国土資源部門	払下契約締結、払下金納付、国土使用権証書取得
国土資源部門	建設工事企画許可証発行
	建設工事施工許可証発行
	建設工事竣工検収許可証発行
企業	FS 作成
安全部門	安全予備評価
	安全検収
衛生部門	衛生予備評価
	衛生検収
環境保護部門	環境予備評価
	環境検収

## (2) 注意点

①移転先で新工場を建設するために用地を取得しなければならない。それらの用地は通常、現地政府が農用地を徴収して国有建設用地に変更してから企業に払い下げるものである。もし、農用地徴収、建設用地への変更という一連の手続きに不備があれば、当該土地使用権を払い下げて取得した企業がしわ寄せを受ける。従って、企業は、農民との協議書の締結、土地徴収補償金などの支払い、省レベルの政府の批准、市レベル政府による土地徴収公告、土地貯蓄センター<sup>3</sup>に収めることなどの一連の土地徴収手続きの履行や関連手続きに関する書類を確認しなければならない。

②企業は、新工場を建設した以上、土地使用年限まで製品生産、企業経営が安定的に行われることを望むが、新工場用地の計画に変更があれば、建設した新工場は再び立ち退きにさらされる。従って、新工場用地を含む土地に関して、都市建設、インフラ建設の企画があるかどうか、当該用地範囲内に高速道路、港、空港の企画があるかにつき、諸政府部門の意見を収集した後、実際に公示される区域抑制性企画の詳細内容、当該区域抑制性企画に関する上級部門の許認可の取得状況を確認するほうがよい。

---

<sup>3</sup> 農用地徴収手続きが完了した土地は、すべて国有工業建設用地として各地方の土地貯蓄センターに収める。現地政府は、土地貯蓄センターに収められた土地を入札、競売のかたちで企業に払い下げる。

③所轄の国土资源部門と土地の払下契約を締結する当事者は、設立された現地法人（新工場）である。当該現地法人は、土地の払下金を支払わなければならない。従って、土地入札競売手続きが始まる前、すなわち、新工場用地の批准を取得し、企画条件に関する企画部門が各部門の意見を収集し、土地の払い下げに関して政府部门が各部門の意見を収集し、土地の払い下げについて国土资源局のHPで公告するまでに、現地法人の工商登録手続きが完了し、営業許可証を取得する必要がある。そのために、新工場建設に関する現地政府との交渉スケジュールに基づき、現地法人の営業許可証の取得時期に注意しなければならない。

④「外商投資企業設立および変更届出管理暫定弁法」（2016年10月8日公布、施行）第5条により、国に規定される外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）に規定された業種以外の、外商投資企業の設立手続きは以前より緩和された。工商行政管理部門での社名登録後、商務部門での許認可を取得する必要がなく、工商行政管理部門での営業許可証の取得手続きの前後に商務部門で届出手続きをすればよい。従って、外商投資企業の設立に関する工商行政管理部門での社名登録、営業許可証の取得手続きが肝心なものになる。特に営業許可証を取得するために提出される申請資料の中に、外商投資企業の住所に使用される場所の賃貸契約、または土地不動産の権利証書が必要とされている。

通常、新工場用地がまだ払い下げられていない場合、まず場所を借りて現地法人を設立させ、現地法人が新工場土地入札に参加し、所轄の国土资源部門と土地払下契約を締結した後、また現地法人の住所を払い下げた土地の住所に変更すればよい。新工場建設を歓迎する現地政府が、土地払い下げまでに現地法人の設立のために仮住所を用意することはよくあることである。従って、新工場の現地法人の設立手続きを準備する場合、前記の仮住所の使用可能性、無償で賃貸してくれるかどうかについて、現地政府の担当者に確認すべきである。

### 3. 移転断念

約20年前に中国に進出し、繊維製品を生産している企業がある。生産工程はそれほど複雑なものではなく、製品価格が割高で、長年売り上げが伸び悩んでいる。工場建屋も生産設備も古く、安全生産、消防などの面において改善すべき問題が山積みであると政府各所轄部門に指摘されている。新設備の買い替え、消防設備の完備、のいずれも資金が必要である。ただでさえ資金繰りがひっ迫した状態であるのに、これらの資金を捻出することは到底困難である。さらに、当該企業にはかなり厳重な環境問題がある。20年前の工場建設時、地元政府は企業誘致だけを重視し、工場が工業廃水

を排出すること、工場建設地が地元の人々の生活を支える川に近いことを気に留めていなかった。

しかし、環境保護が日々厳格化している現在、地元政府も何らかの措置をとらなければならなくなつた。そこで、地元政府が企業の所在地で新たな都市計画を実施し、環境汚染の恐れのある企業をすべて郊外の専門的な工業園区に移転させるという政策を出し、通達の文書も発行した。これは上述の政策性の移転に属し、補償金も移転先も政府側が提供するというものである。しかし、当該企業は、補償金を受け取っても移転後の諸費用をカバーできず、さらに関連製品の市場の状況が厳しく、売り上げを伸ばすことができないと判断し、最終的に移転を断念し、債務超過にならぬうちに、企業を解散させることにした。

### (1) 移転断念の手続き

移転断念の場合、以下の手続きが必要とされる。

実施主体	具体的手続き
商務部門	解散の申請を許認可 <sup>4</sup>
工商行政管理部門	清算委員会の設立登録
企業	新聞への公告
	債権債務整理、返済、土地建物譲渡
	最高権力機構による清算案、清算監査報告書への承認決議
税務部門（地税、国税）	税務登録抹消手続き
税関	税関登録抹消手続き
外貨管理部門	外貨管理登録抹消手続き
工商行政管理部門	営業許可証の抹消手続き <sup>5</sup>
財政部門	財政登録抹消手続き
統計部門	統計局の登録抹消手続き
銀行	銀行口座閉鎖
社会保険機構	社会保険登記抹消
公安局	社印登記抹消手続き

<sup>4</sup> 「外商投資企業の設立および変更の届出管理に関する暫定弁法」第6条により、ネガティブリストにかかるわらない企業の終止は商務部門による許認可制度から届出制度に変更となり、事前に商務部門の許認可是不要となり、事後に届出をすればよい。

<sup>5</sup> 営業許可証と統一された組織機構コード登記の抹消も同時に行われる。

## (2) 注意点

①解散・清算手続きを行うことができる前提是、現地法人が債務超過にならないことである。債務超過となれば破産するしかない<sup>6</sup>。しかし、中国では企業の破産手続きが難しく、何年かかっても決着がつかないケースもある。従って、企業は、解散・清算を行うまでに債務超過になる恐れがあるかどうかについて自ら精査すべきである。もし、債務超過となる恐れがあれば、日本の出資者による現地企業への増資や貸付で、債務超過回避策を工夫する必要がある。

②「労働契約法」第44条、46条により、企業が経営期間満了前に自ら解散しようとする場合、従業員に経済補償金を支払った上、従業員との労働契約を終了させることができる。従って、企業が解散を決定した後、従業員と労働契約の終了について協議することができる。この場合、法定の経済補償金を支払えば特に問題はないが、解散寸前の現地法人が、法定の経済補償金を適切に支払えない場合、従業員と協議して法定の経済補償金より低い金額で労働契約を終了させることについて納得させる必要がある。企業が破産に追い込まれれば、経済補償金が受け取れなくなるという企業の現状を、従業員にできるだけ理解させ、可能な限り受け取れるようにすることを納得させる。もし、従業員が企業の対応に納得いかず、企業を相手に労働仲裁や訴訟を提起すれば、企業の解散計画が失敗に終わることもありうる。

③一部の従業員についてしか社会保険料を納付しない企業がある。中国の農村から出稼ぎに来た従業員は、社会保険料を納付しても保険を使用することができない現実があるためである。そのような従業員は自らの給料から社会保険料の自己負担部分を支払うのに消極的である。また、実際の人数より少ない人数の社会保険料を納付することは、企業の負担を削減できる。しかし、この方法は普段行われていて特に問題がなかったとしても、企業が解散・清算する場合には何も指摘されずに済むことはない。十数年経営していた現地法人が、一部の従業員についてしか社会保険料を納付しておらず、解散・清算手続きを行った場合、十数年分の社会保険未納金、滞納金および罰金を合算され、労働行政部門に莫大な金額の支払いを求められる実例がある。従って、普段からすべての従業員について、法定どおりの社会保険料を納付することを心がけ、いったん解散・清算の計画を立てたら、事前に自ら社会保険料納付不足の問題があるかについて調査し、追加納付が必要があれば、行政部門と相談して問題を早期解決するのが得策である。

<sup>6</sup> 「会社法」第187条により、清算委員会が会社の財産を整理し、資産負債表および財産リストを作成した後、会社の財産が債務超過したことを発見した場合、法に基づいて人民法院に対して破産の宣告を申請しなければならない。

都市計画や環境保護の規制などは国の政策として定められている。その方向性に背く企業経営は非常に困難である。都市計画整備や環境改善の名目で工場移転を迫られた場合、企業としては自らの企業経営状況を見極めたうえ、製品の市場シェア、将来性、生産工程、熟練従業員の確保、地元政府の態度などの要素を総合的に考え、移転要請への対応方法を練り、必要な手続きおよび注意点を深く分析し、選択を決めることが肝要である。